

令和元年

健康福祉委員会

6月19日

豊明市議会

健康福祉委員会会議録

令和元年6月19日

午前10時00分 開会

午前11時52分 閉会

1. 出席委員

委員長	鵜飼 貞雄	副委員長	月岡 修一
委員	服部 龍一	委員	堀内 ちほ
委員	中村 めぐみ	委員	郷右近 修
委員	近藤 善人		
議長	三浦 桂司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴木 美智雄	議事担当係長	花井 悟之
議事課主査	荻 正幸		

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小浮 正典	副市長	坪野 順司
健康福祉部長	伊藤 正弘	社会福祉課長	近藤 有紀子
健康長寿課長	小川 正寿	保育課長	浅井 俊一
指導保育士	樋口 桂子	子育て支援課長	二宮 眞由美
健康長寿課長補佐	松村 清子	健康長寿課長補佐	松本 小牧
保育課長補佐	今枝 翼	子育て支援課長補佐	川原 静恵
障がい福祉担当係長	酒井 慶二	生活保護担当係長	谷野 雅実

5. 傍聴議員

いとう ひろし	林 ゆきひろ	ごとう 学	青木 亮
近藤 ひろひで	清水 義昭	宮本 英彦	近藤 千鶴
一色 美智子	近藤 郁子	毛 受明宏	ふじえ 真理子

6. 傍聴者

一般傍聴者 2名

午前10時開会

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） おはようございます。定刻に御参集いただき、ありがとうございます。

ただいまから健康福祉委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶を願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

昨晚、地震が山形県沖でありまして、ちょっと離れていますので当市に被害がどうのこのという地震ではなかったんですけれども、我々もいつ地震が来るかわかりませんので、災害には常に備えていきたいと思えます。

当健康福祉委員会に付託されています議案は4件でございます。慎重なる審査をいただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ありがとうございます。

続いて、議長が御出席でありますので、挨拶をお願いします。

三浦議長。

○議長（三浦桂司議員） 議案4件、消費税増税を財源とする議案もございますので、慎重に議論していただきたいと思えます。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

ここでお諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は自席待機といたしたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。

市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席をいただきますので、よろしくをお願いします。

それでは、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は退席を願います。

（関係職員以外退席をなす）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 本日の傍聴については、申し合わせに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可します。

（一般傍聴者入室）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件につきまして、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めます。

当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点を整理して反問されますようお願いいたします。

初めに、議案第50号 豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

近藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） それでは、議案第50号 豊明市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い必要があるからです。

それでは、改正内容について説明いたしますので、新旧対照表をごらんください。

第14条の見出しを「利率」から「保証人及び利率」に改め、現行第1項を「災害援護資金は保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1%とする」に改め、第2項とします。また、第1項といたしまして「災害援護資金の貸し付けを受けようとする者は保証人を立てることができる」を新たに加え、第3項として「第1項の保証人は災害援護資金の貸し付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は法第9条の違約金を包含するものとする」を新たに追加いたします。また、第15条第1項に「半年賦償還、または月賦償還」を加え、第3項より「保証人」を削除いたします。

なお、この改正につきましては、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用いたします。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤委員。

○近藤善人委員 14条の頭のところなんですけれども、現行では利率だけで、改正後は保証人及び利率となっているんですけれども、現行では保証人は必置なのかということと、あとは保証人をできる規定にした理由は何でしょうか。お願いします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 現行では保証人を立てるのは必置でございます。必置ではなく、保証人を立てなくするようにつましましては、東日本大震災の特例で保証人がいない場合でも貸し付けが認められたということを踏まえまして、市町村判断で保証人の有無を決められるようになったということが今回の改正により認められていることによるものです。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 説明の中に東海豪雨のときの援護資金の実績があるというふうにお話がありました。その返済状況、さまざまな災害のこういった貸し付けに関しては返済が滞る例もあると聞きますが、そのときの当市の現状なんかはどうだったんでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁を願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 今回の条例につきましては、弔慰金の支給、見舞金の支給、災害援護資金の貸し付けとございます。東海豪雨の際は災害援護資金の貸し付けは2件ございました。170万、14回にわたる半年賦償還のものが1件、150万、7回にわたる年賦償還のものが1件でございます。それぞれ完済されております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 先ほど市長からお話がありましたけれども、昨晚、最大で震度6強の地震もありました。ここら辺でいくと、今後、南海トラフの巨大地震が言われていると思うんですけれども、もしそのような災害が起きた場合、どのぐらいの災害援護資金について利用や金額を想定しているのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） わかる範囲で答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） この条例につきましては、災害弔慰金ですとか、災害傷害見舞金については額がある程度想定が決められておりますが、災害援護資金につきましては、世帯主や家屋、家財の損害状況により決められるとなっております。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 豊明市の防災マップのほうを見ると、平成25年の被害予測のほうで全市で全壊で900という数字が上がっております。もしそのくらいを想定した場合、どこから資金を調達するのでしょうか。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答えられる範囲でお願いします。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） この援護資金につきましての原資は国が3分の2、県が3分の1となっておりますので、市は予算を通過する形にはなりますが、市として幾らか予算を確保するものではございません。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 支給要件と償還期限と、あと、据置期間3年となっていたんですけれども、3年の後に括弧して5年、厚生労働大臣が定める場合とはとあったんですけれども、この厚生労働大臣が定める場合というのはどんな場合なんでしょうか。お願いします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 申しわけありません。詳細については確認できておりませんが、今回の条例の令第7条に関するというふうにございますので、重大な過失等により生じたものである場合と想定されます。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 答弁漏れ、支給要件と償還期限。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長、答弁までに時間を要しますか。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 後ほどお答えいたします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 限度額は150万とか、270万とか、350万と書いてあるんですけれども、これは全国統一なのか、自治体によってその金額が決められるのか、お願いします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） そちらについては全国統一でございます。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 ちょっと調べていたら、神奈川県のア野市が住居が滅失した場合は1,270万という数字が出ていたんですけども、全国統一ですとこの数字は理解しにくいんですけども。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） わかる範囲で結構ですが、答弁できますでしょうか。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 上乘せしている市もあるかと思いますが、豊明市につきましてはあくまで国のほうの法律にのっとって行っているものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 先ほどの全国統一というのは正しいか、間違いか。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 法律にのっとって行う分につきましては、市町村独自でできる裁量につきましては今回の利率の部分だけでございますので、それ以外は全国統一でございます。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 所得制限はあるんでしょうか。お願いします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 所得制限はございません。

先ほどの質問にお答えいたします。先ほどの支給要件と、それから、期間でございますが、まず、期間からでございます。据置期間は3年で、償還期間につきましては10年となっております。

もう一件お願いいたします。対象でございますが、自然災害により精神または身体に著しい障がいを受けた市民となっております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 延滞の場合とあったんですけれども、延滞のときの利率がわかれば、お願いします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 後ほどお答えいたします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

答弁が出るまでしばらくこのままで。

では、近藤委員。

○近藤善人委員 関係の質問なんですけれども、3%から1%にした理由をお願いいたします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 今回につきましては、名古屋市を参考に、東郷町、日進市、長久手市、瀬戸、尾張旭、みよし等で統一する申し合わせの上、決定させていただいております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

今、積み残しの答弁についてですが、回答までにまだ時間を要しますでしょうか。時間を要しますか。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） もう少し時間を下さい。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 暫時休憩といたします。

午前10時13分休憩

午前10時20分再開

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

先ほど積み残しになっておりました答弁、できますでしょうか。

伊藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊藤正弘君） 失礼いたしました。申しわけございません。

上位法、全国統一というような形で申し上げた国のスキームのほうは、災害弔慰金の支

給に関する法律ということで、これに従ってやっておりますので、上位法の中で延滞の利率につきましては10.75であったものが5%に改正をされておりますので、この5%を適用させていただくということになります。

以上です。申しわけありませんでした。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 先ほど、自然災害が起きた場合、どこから資金調達をするのかとお聞きしたときに国から3分の2、県から3分の1との回答があったんですけども、国や県から市にはどのような資金として入ってくるのでしょうか。補助金だったり、貸し付けとかであったりと。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤正弘君） 災害の場合でございますので、恐らく多くの場合は激甚災害に指定されたりとか、そういうレベルがいろいろございますが、法の根拠が。そういう重篤な災害の場合ですと地方の特例交付金という項目があったりしますので、こういったところとか、あと、そうじゃない場合だと地方交付税の中の特別交付税ということで後追いで入ってくるというような形で手当てされていきますので、交付決定されて国が面倒を見ますよと言っていた上で豊明市のほうの現有の資金で直ちに手当てしていくと。後で補填されるというような形が通常かと思えます。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第50号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号については全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第51号 豊明市介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案件につきましては既に本会議で小川健康長寿課長より提案説明を受けていますの

で、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○健康福祉委員長(鵜飼貞雄議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第51号は提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

中村委員。

○中村めぐみ委員 先日の議会で次年度以降も継続して負担される予定があるとのことでしたが、この軽減措置がいつまで続く予定なのか、把握はされているのでしょうか。

○健康福祉委員長(鵜飼貞雄議員) 答弁願います。

小川健康長寿課長。

○健康長寿課長(小川正寿君) 基本的に消費税財源を充てておりますので、永続的に行われるものと認識しております。

以上です。

○健康福祉委員長(鵜飼貞雄議員) ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案には低所得者の介護保険料の軽減ということなんですけれども、消費税が増税されるためにこういった低所得の人たちの生活が困難になるからという趣旨かと思うんですが、実際に年間を通じた負担の額を考えるとつり合わないのではないかという疑問も生じるんですが、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○健康福祉委員長(鵜飼貞雄議員) 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長(小川正寿君) 今回は社会保障と税の一体改革というところで、受益と負担のバランスをとるといふ議論がされておりますので、その中で財源に見合った軽減をするということ、持続可能な社会保障制度をつくるという意味の改正がなされているという認識でございます。

以上でございます。

○健康福祉委員長(鵜飼貞雄議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○健康福祉委員長(鵜飼貞雄議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案51号、豊明市介護保険条例の一部改正について、賛成の討論をし

ますが、ちょっと意見も述べさせていただければと思います。

最も所得が低い階層の方々が3段階低減の措置がされるということで、これそのものは介護保険そのものの負担を軽減しなければならないという点からは前進面というふうに思います。

一方で、もちろん社会保障の負担全体からいうと介護保険はその一部ということも言えますが、今のお話のように、確保できた財源に応じて軽減するというあり方がこの趣旨の消費税増税の負担からこの軽減措置をとるというところとやはり一致していかない部分があるのではないかとという疑問も残ります。消費税そのものがそもそも対象とされている低所得の方々に最も重くきくという税のあり方からすると、こういった消費税をもとにしたあり方そのものは見直していくべきではないかと思いますが、現状より負担が下がるという点では賛成のため、賛成とします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 議案第51号 豊明市介護保険条例の一部改正について、会派清和を代表して賛成の立場で討論いたします。

介護保険の保険料が高いと言われる人がおられますが、介護保険制度は高齢化社会となった現在、なくてはならない制度となっております。今回は第1段階で3,300、第2段階で6,600円、第3段階で1,700円の削減となっており、消費税増税に伴うものとはいえ、低所得者層の負担を軽減するという部分では大変評価ができるものです。豊明市は健康で元気に年を重ねることのできる健康長寿のまち豊明を目指しており、今後もまちかど運動教室などの開催をふやしていただくなど、予防事業の充実を要望して賛成といたします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第51号については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号については全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第55号 令和元年度豊明市一般会計補正予算（第3号）についてのうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案件について、理事者の説明を求めます。

近藤社会福祉課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 令和元年度豊明市一般会計補正予算書の社会福祉課所管分につきまして御説明させていただきます。

初めに歳出から御説明いたしますので、17、18ページをお開きください。

18ページ、中段、3款1項1目 社会福祉総務費のうち19節 負担金、補助及び交付金21万円を増額いたします。これは骨髄移植ドナー等支援事業として、骨髄提供者や勤務事業所に対し助成するためのものです。

続きまして、同じく18ページ、下段、3款1項3目 心身障害者福祉費のうち13節 委託料48万5,000円を増額いたします。これは障害者自立支援給付システムの改修業務委託によるものです。

続きまして、19、20ページをお開きください。

20ページ、上段、同じく委託料90万円を増額いたします。これは基幹障がい者相談支援センター相談支援員の産休等に伴う人件費分の委託料増額によるものです。

続きまして、21、22ページをお開きください。

22ページ、上段、3款3項1目 生活保護総務費のうち19節 負担金、補助及び交付金60万円につきましては、高校卒業認定試験合格者支援事業によるものです。

続きまして、歳入の御説明をいたします。9、10ページをお開きください。

10ページ、中段、14款 国庫支出金、2目 民生費国庫補助金のうち心身障害者福祉費補助金のうち地域生活支援事業等補助金175万9,000円は、歳出で説明いたしました電算関係委託料及び基幹障がい者相談支援センター事業委託料の国庫負担金分です。

12、13ページをお開きください。

12ページ、下段、15款 県支出金、2目 民生費県補助金のうち、心身障害者福祉費補助金のうち地域生活支援事業費等補助金13万5,000円は、歳出で説明しました基幹障がい者相談支援センター事業委託料の県費負担金分です。

続きまして、13、14ページをお開きください。

14ページ、上段、同じく民生費県補助金のうち社会福祉費補助金10万5,000円は、歳出で説明しました骨髄移植ドナー等支援事業の県補助2分の1です。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 小川健康長寿課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 続きまして、健康長寿課所管分の補正予算について御説明いたします。

歳出から説明いたしますので、補正予算書の17、18ページをお開きください。

下段の表、3款1項2目 老人福祉費、2 老人福祉センター運営事業、説明欄、機器

借上料の27万6,000円の増額は、空調機が更新されるまでの間、会議室等で利用する扇風機の賃借料でございます。

その下、老人福祉センター整備工事費2,822万1,000円の増額は、老人福祉センターの空調機更新に係る工事費を計上したものでございます。

続きまして、下段、7 介護保険特別会計繰出事業の説明欄にあります介護保険料軽減分繰出金1,596万7,000円の増額は、消費税増税に伴い、低所得者の保険料を軽減するため介護保険特別会計に繰り出しするものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたしますので、9ページ、10ページをごらんください。

上段、14款1項1目、6 老人福祉費負担金798万3,000円の増額は、保険料軽減に係る国の負担分2分の1でございます。

続きまして、11、12ページをお開きください。

中段、15款1項1目、8 老人福祉費負担金399万2,000円の増額は、保険料軽減に係る県負担金の4分の1の負担分でございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 続いて説明を求めます。

二宮子育て支援課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） それでは、子育て支援課所管分につきまして御説明をいたします。

補正予算書の19ページ、20ページをごらんください。

下段、3款2項1目 児童福祉総務費、児童館等管理運営事業843万2,000円の増額です。児童館等整備工事費は中央児童館空調機更新工事に伴うものです。

その下、3 児童福祉事務事業15万円の増額です。母子自立支援給付金の1つとして、ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業給付金を実施するための増額です。

1枚めくって、21、22ページをごらんください。

中段、4款1項 母子保健費、母子保健活動事業289万円の増額です。説明欄をごらんください。各種診断等業務115万8,000円の増額は、ファミリー・サポート・センター業務の非常勤職員分の増額です。消耗品費173万2,000円の増額は、森林環境譲与税の創設に伴い、ウッドスタート事業を開始するためのものでございます。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。9ページ、10ページをごらんください。

下段、14款2項 国庫補助金、2 民生費国庫補助金、2節 児童福祉費補助金、母子

自立支援事業費補助金11万2,000円の増額です。これは先ほど歳出で説明をした母子自立支援事業費補助金の増額分に対する4分の3の補助です。

11ページ、12ページをごらんください。

上段、14款4項 国庫交付金、児童福祉費交付金38万6,000円は、子ども・子育て支援交付金の増額です。また、下段、15款2項 県補助金、民生費県補助金、4節 児童福祉費補助金、地域子ども・子育て事業費補助金38万6,000円の増額です。この2つはファミリー・サポート・センター職員の報酬に対して、国3分の1、県3分の1の補助金になります。

以上で子育て支援課分の説明を終わります。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 続いて説明を求めます。

浅井保育課長。

○保育課長（浅井俊一君） それでは、保育課所管分について御説明をいたします。

歳出から御説明をいたしますので、補正予算書の19ページ、20ページをお願いします。

一番下の表の下段、3款2項 児童福祉費、2目 保育費、2 保育事業の1億1,288万3,000円の増額でございます。右ページ、説明欄の一番上、手数料の16万5,000円の増額は、今回の幼児教育・保育の無償化に際し、今まで保育料に含まれている3歳以上児の給食の副食材料費について別途実費徴収を行う必要が生ずることや、現在、現金徴収を行っております保育園の諸経費の徴収も含めました保護者の利便性の向上及び保育園側の徴収負担軽減のために口座振替制度を導入することとし、口座振替手数料を計上するものでございます。

2段目、電算関係委託料1,445万4,000円の増額につきましては、無償化対応のため、子ども・子育て支援総合システムの改修委託費及び先ほど御説明しました保育園の諸経費の口座振替のための徴収支援システムの導入費用でございます。

その下、市立幼稚園就園奨励費補助金の3,843万7,000円及びその下の幼児授業料補助金44万8,000円の減額は、10月の無償化開始により従来からの幼稚園授業料に関する補助が不要となることから減額するものでございます。

最下段の施設等利用費1億3,714万9,000円は、無償化に対する補填分として私立幼稚園、認可外保育所等に新たに支給する費用でございます。

続きまして、歳入について御説明をいたします。7ページ、8ページをお願いいたします。

一番下の表、12款 分担金及び負担金、1項1目3節 保育園費負担金の9,355万5,000円の減額は、無償化に係る公立保育園、私立保育園の保育料の減額分でございます。

では、1ページおめくりいただきまして、9ページ、10ページをお願いいたします。

なお、今回、国庫負担等につきましては、国、県、市の負担割合は給付費等に係る部分につきましては基本的におおむね国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1という形で配分されております。

14款 国庫支出金、1項 国庫負担金、1目3節 保育園費負担金の説明欄上段の子どものための教育・保育給付国庫負担金605万9,000円は、私立保育園分の保育料減額に係る給付費の補填分のもの、それから、下段の子育てのための施設等利用給付費国庫負担金6,757万5,000円は、歳出における私立幼稚園等の施設利用給付費のそれぞれ国庫負担金でございます。

続きまして、その下の表でございます。2項 国庫補助金、2目3節の説明欄、幼稚園就園奨励費補助金1,024万9,000円の減額は、歳出で計上いたしました就園奨励費の減額の国庫負担金でございます。

では、1枚おめくりいただきまして、11、12ページをお願いします。

中段の表になります。15款 県支出金、1項 県負担金、1目4節 保育園負担金の説明欄、上段の施設型教育・保育給付等県費負担金303万、それから、その下段の子育て支援施設等利用給付費県費負担金の626万2,000円は、上段につきましては私立保育園分の保育料減額に係る給付費での補填金、下段につきましては、歳出における私立幼稚園への施設利用給付費のうちの認可外保育所または幼稚園の預かり保育等に関する給付に対する県費の負担金でございます。

続きまして、一番下の表から次のページにかけてになります。

2項 県費負担金、5節の説明欄、子どものための教育・保育事業費補助金1,369万5,000円は、歳出で説明いたしましたシステム改修費等の費用を県費が負担するものでございます。

では、1枚おめくりいただきまして、説明欄の最上段です。

私立幼稚園事業料等軽減負担金は歳出における施設利用給付費のうちの私立幼稚園分に係る県費負担金でございます。

では、もう一枚おめくりいただきまして、15ページ、16ページでございます。

下の表の上段、20款 諸収入、5項 雑入、4目2節の保育園給食費徴収金1,882万9,000円は、無償化により実費徴収が必要となります給食の副材料費の分でございます。低所得世帯につきましては制度上免除されるという考慮がされておるものでございます。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑についてはページ数を示してからお願いします。

質疑のある方は挙手を願います。

近藤委員。

○近藤善人委員 17、18ページの3款 民生費、骨髄ドナー助成金の21万円、これの対象者と助成額とその内容をお願いいたします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） この助成金につきましては、骨髄提供者に対する助成と骨髄提供者が勤務する事業所に対する助成となっております。

骨髄提供者に対する助成につきましては、骨髄提供される方1人につきまして、通院または入院に要した日数につき2万円を乗じた額となっております。ただし、通算7日間、14万円を上限とさせていただいております。

なお、骨髄提供者が勤務する事業所に関する助成につきましては、1事業所につき骨髄提供者が通院または入院に要した日数につき1万円を乗じた額、ただし、通算7日間、7万円を上限とするとしております。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 現在の豊明市のドナー登録者数がわかればお願いします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） ドナー登録につきましては18歳以上54歳以下となっております。現在、市内では190名程度の登録がございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 ホームページというか、2019年6月15日現在ではまだ豊明市は登録されていなかったんですけれども、近隣では既に日進、長久手、東郷、みよし、知立、大府、刈谷、東浦等載っていたんですけれども、なぜこのタイミングで助成金を出すことになったのか、お願いします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 昨年度は5市町が実施されておりました。今年度4月

より愛知県のほうが補助金を開始いたしましたので、豊明市も含む形で今年度80%ほどとなっております。4月から開始した市町村も多くございますが、豊明市につきましては、補助金の県のほうの決定が確実になってから、それと、他市町の動向を見てからということとで7月から開始としております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 ごめんなさい、助成額ってさっき聞きましたっけ。

いいです。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページは18ページ、3款1項2目 老人福祉センター運営事業です。空調更新に伴う期間で大型の扇風機や普通の大きさの扇風機の設置と伺いました。学校のエアコンの話なんかでも触れさせていただいたことはあるんですが、真夏の期間の暑さに対して扇風機の設置で賄えるような場所なのかどうかということと、それから、もう一つ、機器類のリースということで借り上げのお金が27万円ということですが、購入した場合のほうが安いかが気になりますので、その2点について伺いたいです。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 今の老人福祉センターの状況をまずお知らせしますと、全館冷房がとまっているわけではございませんで、幾つかの部屋で冷房がとまっている状況がございます。その中で冷気をその部屋に送るために扇風機を借りて使いたいというふうに考えておったものでございます。

それと、対応が十分かというようなところは、今、指定管理とその運用についても詳細に詰めておまして、扇風機のリース代も予算計上はさせていただきましたが、できるだけ冷房のきいた部屋を使って運用していきたいというふうに考えておりますので、今回予算計上しましたけれども、できるだけ扇風機の部分は使わずに、抑えて運用したいというふうには思っております。

買ったほうが安いのではというようなお話だとは思いますが、実際に買った場合に比べると、大型扇風機が相当高いとは思いますので、どっこいどっこいかなと思っておりますが、実際に冷房を直すというところがございますので、その後は必要なくなるということから考えるとリースということで計上させていただいたものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 21、22ページ、一番上の段、高校卒業程度のやつなんですけれども、この事業の概要と支給対象者、支給額、とりあえずそれだけで。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） まず、事業の狙いでございますが、不登校や引きこもりによって高等学校の進学ですとか卒業の機会を逃した方、あるいは経済的事情などで家庭の事情で高等学校の進学、卒業の機会を逃した者に対しまして、今回の認定試験を受けることによってその後の就労ですとか、自立、生活の安定を図ることを狙いとしております。また、学び直しの機会を提供するという狙いとしております。

対象者につきましては、高等学校の卒業程度認定試験の受験に対する対象講座を受講修了した者及び高等学校卒業程度認定試験を合格した方としております。ただし、豊明市ひとり親家庭のほうの同様の事業の該当者を除く。それと、65歳以下で非課税世帯を対象とするとしております。

内容につきましては、受講修了時の給付金といたしまして講座受講修了時に対象費用の20%相当額を上限10万円として支給するもの及び合格時の給付金といたしまして8科目、全科目を合格した場合、対象費用の40%相当額、受講修了時給付金と合算いたしまして上限15万円まで支給するものとしております。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 今、合格のための対象講座とお聞きしたんですけれども、これは具体的にどんな講座があるんでしょうか。お願いします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 対象講座につきましては、通学ですとか、通信制でこういった認められた試験制度がございます。実際にそういったものを実施しているのは、例えば大手の予備校、塾ですとか、通信での生涯学習講座、あるいは通信制サポート校、高卒認定予備校等が実施しているものになります。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 あと、この60万円の根拠、先ほど1人15万円、4名とかになるんですけども、この60万円の根拠をお願いします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 愛知県のほうで試験が1年の間に2回開催されております。昨年度の実績につきましては、8月のほうが受験者数636人、合格者数288人、11月につきましては受験者数569人、合格者数260人というところから市町村に当てはめて算出いたしました4名としております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 これはわかればいいんですけども、多分これは昔の大検だと思うんですけども、それとの違いとかがわかればお願いいたします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。わかる範囲でお願いします。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 申しわけありません、それについては調べておりません。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページは20ページのほうに行きたいです。3款2項2目 保育園事業のほうの手数料徴収などについてなんですけれども、幼保の無償化に伴う補正ということですが、何度かお話もさせていただいているんですが、説明にもあったように、主食、副食の実費の負担のあり方がこれまでと無償化後では変わるために、徴収される金額の額が多くなるために口座振替が必要になるということが理由だとしてよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） きっかけとしてはそのとおりでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 ページ数が18ページの老人福祉センターの機器借上料なんですけれども、先ほど、扇風機は購入とリースの費用がほぼ同等とのことだったんですけれども、もしリースではなく購入をした場合、購入後、今後、扇風機自体、ほかの場所、避難所とかの備品として使えるのではないかと思うんですけれども、そのようなお考えはないのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） この部分についてはそこまでの考えはございません。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先ほどと同じ部分です。これまでと無償化後の仕組みの変化でいうと、主食か副食か、それから、年齢の未満児か3歳以上か、それと、低所得層かどうかについても条件が加わり、かなり複雑な条件になるから一括してシステム改修ということかなと思うんですが、保育園で現在の副食費の免除がされている対象の中で生活保護世帯、ひとり親世帯というのがあるんですが、改修後はどういった世帯が対象になるかというのわかりますか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 聞き方のほうの確認をさせていただきたいのですが、システム改修の部分ではなくて、無償化の制度が始まる前と後で副食費の徴収に係る部分で非課税とか生活保護の方に差があるかどうかということによろしいですか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 郷右近委員、もう一度質問を、簡潔に質問をしてください。

○郷右近 修委員 無償化後の対象が現在の世帯に加えて年収で三百数十万円程度という世帯も含まれるという条件なのかどうかを教えてくださいと思います。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 従来ですと保育料のほうに含まれていて、収入が少なければそれなりのランクになるというところ、非課税、それから、生活保護の方は初めから取っていないような形になっているというもの、今回は国の基準として360万円以下の世帯につ

いてはその対象から外すとなっておりますので、そのとおりの運用をするという形でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 同じ20ページの保育園事業のところの手数料、実費徴収口座振替手数料についてなんですけれども、副食費代等口座振替でとありましたが、もともと今の保育料自体が口座振替だと思うんですけれども、さらに手数料がかかるという意味でしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） まず、保育料とは別なくくりで取る必要がございます。保育料のほうはあくまで公金として取っておりますので、市の税金とかと同じようなくくりで取っていると。こちらのほうにつきましては、考え方としては園で徴収するものを集約して口座振替の手続を手伝ってあげるといような形になりますので、その部分では変わってまいりますので、今、園のほうでは基本的に実費徴収でもらって、現金払いをしてもらって、よくある封筒で払ってもらっている形になっているものを利便性も含めてやります。特にこれも3歳以上だけではなくて、3歳未満の子も同じような形で実費徴収分というのがありますので、その部分も含めて徴収するようなものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 15、16ページの雑入、保育園給食費実費徴収金とあるんですけれども、徴収事務は保育園がするのかということと、するのであれば保育士さんの負担があるのかということをお願いします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 現状の実費徴収分の中にこの新しい給食費の副材料費というのが含まれる形になります。これにつきましては、基本的に今園で徴収してもらっているのと同じように園で徴収をしてもらうという形になります。もちろんその部分で負担がふえますので、今回、口座振替の導入で少しでも軽減をするような意味合いで口座振替のほうに振っているような形になっているということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 そうすると、学校とかと同じような滞納の問題というのは出てこないでしょうか。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 現状、保育園の諸経費につきましてはほとんど滞納はないと聞いております。やはり毎日、お母さんが連れてきますので、なかなか払わないで行くというのがいやらしいといえますか、そういうような立場になっているというふうに聞いております。今回、副食材料費、今までよりも少し金額が高いという形になりますので、その部分についての不安はございますけれども、そのあたりについてはできるだけ今回の口座振替とかで手順も楽にしているということがありますので、そのあたりも徴収率につながる部分であるかと思っておりますので、そのような意味で整理して事務を進めていきたいと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 1,880万9,000円の内訳というか、1人当たり大体幾らぐらいなのかと何名ぐらいなのかというのがわかればお願いします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） まず、国で示しております副食材料費の単価については月4,500円という形になっております。大体20日で割りますと225円ぐらいの計算になるかと思っております。この部分については今まで保育料に含まれているという計算でいると。国の給付費のほうもその基準でやっているということで、それが基準になっているというところがございます。

それから、あと、この算出の上での人数としましては、一応想定として公立の受け入れ人数というところの885名ぐらいの人数で今積算をしております。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 18ページの老人福祉センター事業の空調更新工事で機器は今までどお

りの最新のものとのことでしたが、20ページの児童館の運営事業の中央児童館の空調更新工事についても同じとの考えでよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 同等というのは、今現在と同等という意味でいいですか。

（はいの声あり）

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 今と同じような機械を導入する予定です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 同じとのことであれば、両方にかかることについてお聞きするんですけども、今回、配管はそのまま使用することでしたが、この配管についての耐用年数というのは何年になるのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 基本的に配管の耐用年数というのは規定されていないんじゃないかなというふうには認識しております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 では、現在、使用年数というのは設置してから何年たっているのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 平成15年に設置いたしまして16年目になります。一部、児童館が少し前になりますので、18年目になる機械が一部あります。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 先ほどと同じ保育事業の部分です。今回の無償化の対象を全体でいうと、預かり保育、ファミリー・サポート・センターのような事業も一部対象になるような資料を見ております。そういう点でいうと、今回の電算関係とか、あと、そういった予算

以外にも市の職員の人の人件費というか、そういう部分の手当てがされていることになるのかなと思うんですけど、この欄でいう一般財源7,300万円やその他の国、県費との関係というのを概要でもいいので教えていただきたいと思います。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 人件費の部分につきましては、今回、私どももうちの課のほうに1人増員をしていただいているような形になっております。実際の人件費という部分に対しては国の補助金としては見ていない形になってはいますが、時間外手当とか、あと、非常勤さんの報酬といったところにつきましては一応対象にはなっている部分であります。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 委員にお尋ねします。あとどれほど質疑がございますか。まだありますか。

では、会議の途中でございますが、10分間の休憩といたします。

午前11時11分休憩

午前11時11分再開

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

質疑のある方は挙手を願います。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 19、20ページ、3款 民生費、2項 児童福祉費、保育園費の施設等の利用費がどういうものなのか、もう少し詳しく教えていただきたいのですが。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） まずもって、私立の幼稚園に対する無償化分の減額をしている部分がまず1つ、それから、もう一つは認可外の保育事業所、こちらのほうについても保育が必要な方だけに限定されますけれども、その部分の利用料について、それから、あと、一時保育とか、病後児保育とか、いろいろありますけれども、ここで想定しておりますのが幼稚園のほうで、幼稚園は通常4時間ですけれども、延長して預かってくれる時間があります。いわゆる預かり保育というのをやっていますけれども、その部分についてもここに計上しているというような形になっております。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 同じところで施設等利用費や私立幼稚園就園奨励金の補助金等で、これらはそれぞれ何人分かというのを把握していらっしゃるのでしょうか。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） まず、上の就園奨励費につきましては、昨年度、30年度に支給している実績のほうが589名おりますので、それぐらいの人数で想定をしている部分の減額分ということでございます。

それから、施設等利用費についてですが、幼稚園分としまして714名ぐらいの見積もりで出しております。これは幼稚園に通っているお子さんの人数ということです。

それから、あと、預かり保育につきましては、そのうちの大体4割ぐらいが利用するのではないかという国の想定がございましたので、そちらのほうに合わせて計算をしているというところでございます。

あと、認可外につきましては、3歳以上、3歳未満がございますので、そちらの部分について、3歳以上では積算の上では一事業所で3人ほど、それから、3歳以上も同じく3人ほどという形の積算で積んでおると。それが4事業所あるという形で積んでおります。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 21、22ページ、母子保健費の消耗品費、ウッドスタートとお聞きしているんですけども、この導入の目的と何名ぐらいを予定しているのか、お願いします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） ウッドスタートの事業は森林環境譲与税の関係で、まず木材製品の使用や普及啓発等の促進に費用が充てられるというふうにあります。そこで、今回、友好都市である上松町の木材製品を購入しまして、それをこれから豊明市で子育てをする方、出生された方に地域みんなで子育てを応援しますよという温かい気持ちを伝えるということで事業をスタートさせていただきます。それで、今年度の予算は450個分を購入する予定です。8月以降のお子さんに差し上げるという予定でおります。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 450個分ということだったんですけども、ブックスタートってやってみえますよね。これと同じ、あれは3カ月健診でしたっけ、あれと同じに渡すということでよろしかったでしょうか。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 委員のおっしゃるとおり、ブックスタートは3カ月健診でお渡ししています。今回やるウッドスタート事業は市役所で出生手続をして、子育て支援課のほうでも手続がありますので、そのときにお父様か御家族、御本人ということもあります。お母様、市役所の窓口で出生手続の関係でお見えになったときにお渡しする予定です。

以上で説明を終わります。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 具体的な製品がわかればお願いします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 今の予定ではスプーン、それから、にぎにぎという握れるおもちゃ、それから、お箸、お食い初めというんですかね、食べ初め、そのときのお盆とお箸という3種類の予定です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 これは全国的な事業だと思うんですけども、どれぐらいの自治体が行っているか、わかればお願いします。近隣も含めて。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤正弘君） ウッドスタートとして取り組むのは上松町との交流がある豊明市ということでございますので、森林環境譲与税はオールジャパンのことではありますけれども、豊明市の森林環境譲与税を活用した取り組みの1つとしてまず初動で動き出したのがこれだということと、導入の目的にも今御説明させていただいたとおり、今までは窓口で出生の手続のときにお話しできただけなんですけど、そこでしっかりと子育てを頑張りましょうということをやとりをまず交わしたいという思いがありますので、そう

いう動機がもともとあるものですからこの環境譲与税を活用させていただこうということになったということでございます。豊明市独自ということにもなろうかと思えます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 21、22ページの3款 民生費、3項 生活保護費、1目 生活保護総務費、生活保護事業の高校卒業程度認定試験合格者支援事業で60万円とありますけれど、この60万円以上が必要となった場合はどうでしょう。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 申請に合わせて流用で対応させていただく予定をしております。

先ほど御質問いただきました今回の高等学校卒業程度認定試験と大検とはどう違うのかというような御質問がございましたが、確認いたしましたところ、名称が変わっただけで同じものがございます。ただ、今回の事業につきましては、就職に向けて高卒認定を受けていることでより安定した就労や自立ですとか、生活の安定を図ることを目的としておりますので、今回の卒業程度のほうがそういった場面においては有利というふうに考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 戻るんですけども、18ページの老人福祉センターの空調更新工事のところで確認なんですけれども、新しく入れるエアコンの耐用年数は何年でしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 耐用年数については基準がございまして、13年が今回設置するエアコンの耐用年数だということでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 今回エアコンの本体のみを交換して最新のものとすることなんですけれども、先ほどの配管と合わせてエアコンと同時に変更しなくても13年間配管のほうは問題

がないという認識でよかったですでしょうか。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 問題ないというふうに考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 20ページの基幹相談支援センター事業委託料の90万円についてなんですけれども、基幹相談支援センター事業委託料の産休職員対応について、もともこの事業に対して市として委託料として支払いをしている分があると思うんですけれども、本来その中で職員のことについて対応するべきことで、今回の産休職員の対応はその委託料に上乗せをしていることにはならないのでしょうか。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

近藤課長。

○社会福祉課長（近藤有紀子君） 議案質疑でもお答えさせていただきましたとおり、補助ではなく委託ということで、業務遂行に必要な予算ということで対応するものでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 先ほど大検との違いは名称が変わっただけとお聞きしたんですけれども、私が調べたところでは、大学入学検定の受験資格は中学卒業または中学校卒業程度認定試験に合格していることが必要であったが、高等学校卒業程度認定試験ではそれらが不要になったというのと、あと幾つかあるんですが、全日制高等学校の在学者が受験可能、家庭科が今まで必須だったのが廃止、選択科目の廃止、英語の必修化などと書いてあったんですけれども、これは間違いなのでしょうか。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤正弘君） 済みません、先ほど課長が御説明させていただいたことの補足になるんですけれども、今、近藤委員がおっしゃったことが正しいというふうには認識しておりまして、貧困の連鎖を切っていくということと、より背中を押していくということが文科省の定義の変わりの中にはあるんだというふうに私どもとしては認識してお

りますので、ですので、例えば国家資格だけでも44ぐらいこの認定制度をパスすれば受けることができますので、大検ということでもかなり流布していたと思うんですけども、そうではなくて、高校認定程度のということでもより背中を押す、さらに民間の資格も含めれば就労につながるという機会になりますので、中学卒業で終わってしまっているとかかなり貧困のほうに閉ざされていくという傾向がありますので、そういうところの文科省と厚労省の視点ということが融合しているようなことでこのたびの取り組みになっているんだというふうに認識しております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 確認なんですけれども、名前が変わっただけではないと、内容も変わっているということでもよろしいでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

伊藤部長。

○健康福祉部長（伊藤正弘君） 基本的には今の御指摘かとは思いますが、先ほど申し上げたようなことで、そういう意図で名前が変わったと、そういうふうに御説明申し上げたということもございます。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 22ページの各種診断等業務のファミサポ非常勤報酬についてですけれども、当初、再任用の職員のとときには歳入の財源で国や県からの補助はあったのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 再任用の職員については補助対象にはなりません。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 ないとのことなので、再任用ではなく臨時職員になったので国と県から補助が出るようになったという認識でよかったですでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

二宮課長。

○子育て支援課長（二宮眞由美君） 委員のおっしゃるとおりです。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 20ページの保育園事業の手数料の部分なんですけれども、先ほど副食費等の口座振替で手数料が別でかかるとのお答えがあったんですけれども、口座振替が別でかかるとのことなので、もともとの保育料の口座振替手数料分というのは、無償になって減る分というのは出るのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 基本的には件数が減りますので、若干出てくると思います。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 議案第55号 令和元年度豊明市一般会計補正予算（第3号）について賛成の討論をします。

他の分野も含めて全体的にはこの補正予算に賛成ですが、委員会の質問でもお答えいただいた幼保の無償化については意見もございまして。幼保の無償化そのものは大事ですし、進めるべきと思いますが、給食費の実費負担の問題、もともと所得が多い方ほど実費負担でも大丈夫だし、従来の保育料の軽減も大きいとか、低所得の方への効果が不十分な点なんかはある予算の中身かなと思いますし、また、私立や公立かどうか、あと、年齢の違いなど、かなり細切れの制度を実施する印象もあります。こういった点はもっと実態に合った制度運用になるといいかなとは思っています。

また、ウッドスタートの話ですが、もともとの森林やその環境の保護の趣旨からするともっと効果が本当にダイレクトに見込めるような事業のあり方だともっといいんじゃないかなとは思いましたが、全体としては賛成です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

堀内委員。

○堀内ちほ委員 令和元年度豊明市一般会計補正予算書（第3号）について、会派清和を代表して賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算3号には消費税増税に伴う保育園や幼稚園の授業料無償化や子ども・子

育て支援事業などが含まれています。昨日の総務委員会で消費税増税反対の陳情が出されましたが、豊明市も10月の改正に向けて既にシステム改修などが動き出していると思います。消費税の増税部分がこのような子育て支援に活用されるということを私たち議員も市民に説明しなければなりません。また、市内の保育園や小中学校でも築年数が経過してあちらこちらにふぐあいが生じていますので、子どもたちの安全確保、授業に支障が出ないような対策をお願いしておきます。福祉体育館も老朽化してきて改修が必要な時期になっています。改修事業を行うお金は市民からお預かりした大切な税金です。国や県からの補助金もうまく活用していただきながら速やかに事業を行ってくださるよう要望して、賛成討論といたします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 補正予算（第3号）に対して賛成の立場で討論します。

まず2点ほどなんですけれども、ドナーの件なんですけれども、190名ということで、これが多いか少ないかわからないんですけれども、1人でも多くドナーの登録者がふえるようにしっかり周知していただいて、1人でも多くの患者さんが助かるよう願っています。

あと、もう一点は、保育の無償化、あと3カ月ですかね。移行に当たっては現場の負担を極力抑えて、質の高い保育が行われるよう期待しています。

以上で賛成の討論を終わります。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第55号のうち、本委員会所管部分については原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第55号のうち、本委員会所管部分については全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第56号 令和元年度豊明市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

本案件につきましては既に本会議で小川健康長寿課長より提案説明を受けていますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号は提案

説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 ページ数が4ページ、5ページです。7款の繰入金の1項5目です。一般会計からの繰入金ということですが、さらにたどるとこれはもとの財政調整基金からの手当てという形なんでしたか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

小川課長。

○健康長寿課長（小川正寿君） 市負担分については財政調整基金からの繰り入れになります。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第56号については原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第56号については全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

これより陳情の審査に入りますので、陳情と関係のない職員については自席待機としたいが、御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 御異議ありませんので、陳情と関係のない職員については自席待機とします。

（関係職員以外退席をなす）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 初めに、陳情第1号 すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

浅井保育課長。

○保育課長（浅井俊一君） 特に申し述べることはございません。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） それでは、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 陳情の文章の中に保育士がいない施設や指導監査基準以下のと続いているんですけど、こういった指摘がされている部分の豊明市での実態がわかるでしょうか。対象となるものがあるでしょうか。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 認可外保育所のことだと思います。豊明市内には今4つの認可外の事業所がございます。2つは地域枠を持っているところ、もう2つは企業の職員のための保育所になっておりますけれども、いずれも本来の認可外の保育の基準に対してはかなり厚目な設置をしていただいておりますので、特に保育士がいないというようなことは全くないと認識しております。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 文章の中で無償での現物給付ではありませんとあるんですけども、現物給付ではないのでしょうか。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） この部分については陳情の意思という部分と私どもの読み方が間違っている部分があるかもしれませんが、基本的に現物給付であるというふうに認識しております。

以上です。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 もう一点だけ、費用負担の割合で公立施設は10分の10が市町村等の負担とされておりとありますが、これも負担はされているのでしょうか。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 公立の保育園につきましては、小泉政権の三位一体改革のときに補助金の枠から切り離されておまして、今は全て一般財源で行うという形になって

おります。それがこの10分の10という意味だと思っております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 陳情1号、すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める陳情に対して賛成の討論をします。

おおむね全般的にお訴えされている中身に対して賛成なんですけれども、先ほども触れさせていただいた認可外などの施設のカテゴリーがふえてきていますが、豊明市の例では劣悪な状況のような施設はないという答弁がありましたが、今後そういった事業所が出てくる可能性、また、全国的には都市部などでそういった事業所の保育の実態の問題も指摘されています。そういう点での不安なども解消していかなければならないという点でもこの陳情の趣旨には賛成であります。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 陳情1号、すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情に対し、趣旨採択の立場で討論します。

この陳情では、認可外保育施設の無償化について地方自治体がこれまで積み上げてきた保育の質、子どもの安全、職員の処遇等を脅かしかねないものと、認可外保育施設の無償化には反対の意見のようです。

認可外保育施設利用者は好んで認可外を利用しているのではなく、認可保育所に入れない人の受け皿になっており、無償化の対象に含めるべきと思います。夜間の保育を必要とするための認可外保育施設を利用せざるを得ないとの意見も多く、認可保育所に入る要件を満たし、かつ入る希望があるにもかかわらず、認可保育所に入ることができない認可外保育の利用者も存在しています。このため、認可施設の利用者との公平性の観点から認可外保育サービスの利用者についても無償化の対象とすることが適当であると判断されます。認可外保育サービスの質の確保、向上を図ることは重要な課題ですが、無償化の対象要件である指導監督の基準を満たすことについては5年間の猶予期間を設けられています。この間において継続的に質の向上が図られるようにするとともに、その内容を検証していただくことが重要です。

また、給食費の実費徴収は行わないこととしていますが、受益者負担の考え、また、学校や病院、介護施設と同様に自己負担が基本だと思い、この陳情は趣旨採択とします。

○健康福祉委員長（鶴飼貞雄議員） ほかにございませんか。

月岡副委員長。

○月岡修一委員 陳情第1号 すべての子どもたちによりよい幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の提出を求める陳情に対して討論を申し上げます。

当初は趣旨採択の立場で討論をさせていただこうと思っていましたが、説明文書を何度か読んでいるうちにどうしても納得のいかない部分がありますので、不採択の立場で討論を申し上げます。

この意見書案にも書かれているとおり、第198回の国会において子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案が成立し、2019年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されることになりました。この法律改正に対しましては私も賛成であります。すべての幼児教育・保育の無償化で子どもたちがひとしく教育を受けることができるようになれば、家庭の負担も軽減されますし、平等の教育のあり方としての評価は整います。

しかし、この意見書案の内容には、指導監督基準以下の認可外施設も5年間の経過措置期間中は対象としている。国が国みずからの定める最低基準以下の施設を無償化の対象とすることは結果としてこれら劣悪な施設を容認することにつながり、地方公共団体がこれまで積み上げてきた保育の質、子どもの安全、職員の処遇等を著しく脅かし、公的保育制度を崩壊させるおそれがあると強い調子で書かれていますが、果たして指導監督基準以下の認可外施設の全てがそのようなことにつながるのでしょうか。この文章からうかがえることは、国会で子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案が成立したことに関しては歓迎するが、その政策に対しては全く信頼できないと断言をしているようなものと受け取れます。このような内容の文章は受け入れがたく、やむなく認可外施設での運営をせざるを得ない経営者ややむなく認可外保育施設を選択せざるを得ない人々の苦渋の思いまでも踏みこむものであると言わざるを得ません。

さらには、意見書案1の中では、給食は現物給付の観点から保育の一環とされてきたことを踏まえ、引き続き実費徴収は行わないことと要望されていますが、平成31年4月3日、衆議院議員内閣委員会での安倍晋三内閣総理大臣の発言を引用しますと、今般の幼児教育・保育の無償化に当たりまして、保育所等を利用する子どもの食材料費については現行制度において実費または保育料の一部として保護者に御負担をいただいているところであり、在宅で子育てをする場合でも生じる費用であること、さらに授業料を無償化されている義務教育においても実費相当の負担をいただいていることから、その考えを維

持し、無償化に当たっても通園送迎費等と同様に、原則として保護者に引き続き御負担をいただくことにしましたと、このような発言をされていることから判断しますと、今般の幼児教育・保育の無償化の実現を求める意見書の国への提出を求める陳情には賛同できず、不採択とさせていただきます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 趣旨採択として答弁をいたします。

下段にある3項目については賛成できるところではあるんですけども、前文の無償での現物給付ではなく、現物給付になっておりますし、市の負担とされてもいけないので、影響がそれほどあるとは思わないため、今回は趣旨採択といたします。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

初めに、陳情第1号を採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 賛成少数であります。

続いて、陳情第1号を趣旨採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 賛成少数であります。よって、陳情第1号は採択、趣旨採択に賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

続いて、陳情第3号 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

本陳情について、当局より状況等で説明できることがあればお願いします。

浅井保育課長。

○保育課長（浅井俊一君） 特に申し述べることはございません。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） それでは、質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 陳情書のほうには働く人たちの実態についてが書かれていますけれど

も、豊明市での保育の職員の方の残業の状況とかはわかるでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 一応、市の公立の保育園の職員のことということだと思えます。多少の残業というのはどうしても出てまいります。ただ、ここに書かれておりますような不払い残業のようなことというのは基本的にはあり得ないのかなというふうに思っております。以前のように、以前、確かに家に持ち帰って仕事をするというのが保育士の当たり前のことというふうに認識されていた部分もありますけれども、今は実際、パソコンとかを使って仕事をする上ではデータの持ち帰りはもちろんできませんし、基本的にはそういうものもないと思っております。市としましては、基本的には延長というか、夕方の時間帯については基本的に正職の保育士については事務に当たるような時間として設けておる形で今は運用しておりますので、特に時間外として出てきている部分はありますけれども、その辺の持ち帰りのようなことはなかなか生じていないんだろかなというふうに判断しておるところでございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 近隣市町との給料の比較と現在不足している人数がわかればお願いいたします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

浅井課長。

○保育課長（浅井俊一君） 正職員ということによろしいですか。

（はいの声あり）

○保育課長（浅井俊一君） 基本的に、ちょっと今、私、細かいところまでわかりませんが、おおむね同じ階級のところに属している部分であるだろうというふうに判断しています。ちょっと細かいところまで今はわかりません。

それから、あと、不足している人員につきましては、今のところないという形で、何とか泳げているという形で御解釈いただければいいと思います。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 保育所での事務作業も保育士の先生がなさっているのかなと思うんで

すが、豊明市ではどの園でも事務員というのは配置されていないのでしょうか。

それから、そういった事務を保育士の先生がしている場合、事務職の方を置いていただきたいというような要望は上がっているのでしょうか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 答弁願います。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） 今、公立10園に対し3名の事務職員がおります。なので、3園から4園を順番に回ってもらっているところではありますが、保育士不足があって数年前から事務員を入れていただきました。その内容としては、園だよりとか、手紙作成だったりして、園長、副園長の事務仕事をやっておりますので、そこでは随分助かっております。その事務員は非常勤職員となります。1日3時間でございます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 要望等があったということでもいいですかね。

樋口指導保育士。

○指導保育士（樋口桂子君） 事務員を充てるに当たっての要望ですか。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 今そのような質疑がありました。

○指導保育士（樋口桂子君） 現場のほうから保育士がどうしても不足だったものですか、それにかわる事務員というところでお願いできました。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手を願います。

郷右近委員。

○郷右近 修委員 陳情3号、保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の陳情に賛成です。

今も質問で触れさせていただきましたが、10園に対して3人、数年前から事務職員の方が配置されているということで、やはり保育士の方が不足する中で事務職までもやるのは大変だと。こういう状況はこの陳情書に書かれているものと部分的に重なるところもあるかなと思います。そういった方々の処遇についても強化しながら、より現場の先生方からの要望にも応える努力を今後もしていっていただきたいと思います。そういう点も含めまして賛成です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

中村委員。

○中村めぐみ委員 陳情第3号について賛成と考え、答弁をいたします。

正規職員のみで考えると余り問題がないように思う部分もあるんですけども、非常勤職員や民間経営の職員を考えると仕事に見合っていないのかなと感じる部分が多々ありますので、今回の職員配置基準、公定価格の抜本的改善は必要だと考えております。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

近藤委員。

○近藤善人委員 陳情第3号 保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情に対し、採択の立場で討論します。

今、保育士は不足していないということだったんですけども、潜在的待機児童もいると思います。この問題解決の根本はどこにあるかということ、賃金が希望と合わない、責任の重さ、事故への不安、休暇が少ない、とりにくい、就業時間が希望と合わないなどと思います。注目したいのは、責任の重さ、事故への不安や休暇が少ない、とりにくいといった保育士特有の理由です。命を預かる責任の重さ、幼い子どもの命を守らなければならないプレッシャーは子どもと遊ぶ仕事という世間のイメージからははかり知れないほど重いものです。ましてや、保護者の方から預かっているということや、保護者から保育園に対しての期待がさらに重く保育士にのしかかっています。よって、この保育士の人材定着・確保のため、職員配置基準と公定価格を抜本的に改善し、大幅増員と賃金の引き上げを求める意見書の提出を求める陳情は採択といたします。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

服部委員。

○服部龍一委員 陳情第3号に対しまして反対の立場での討論をさせていただきます。

本件に関しましては、政府与党におきましても保育士の処遇改善に取り組んでおります。平成24年に比べますと10%、月額にして約3万2,000円の処遇改善を実現しております。平成29年度からは技能、経験に着目したさらなる処遇改善加算を創設して、最大4万円の処遇改善を実現しております。そして、さらに3,000億円超の財源を確保して行うとしております子ども・子育て支援の向上を目指すメニューの1つとして1歳児の人員配置を6対1から5対1に引き上げることなどを盛り込むなど、引き続き各年度の予算編成過程における安定的な財源の確保に努めております。適切な処遇改善に努めております。よって、本件に関しまして不採択とさせていただきます。

以上です。

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

陳情第3号は採択すべきものと決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） 可否同数であります。よって、豊明市議会委員会条例第16条により、委員長において本件に対する可否を採決いたします。

本件については、委員長は不採択と採決いたします。よって、陳情第3号は賛成少数により、不採択すべきものと決しました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

（異議なしの声あり）

○健康福祉委員長（鵜飼貞雄議員） ありがとうございます。委員会報告書については例に従い提出をさせていただきます。

長時間にわたり御審査御苦労さまでした。これにて健康福祉委員会を閉会いたします。

午前11時52分閉会